

長崎港港内利用安全対策基準

平成29年10月 6日策定
令和 6年10月16日最終改正

第1条 目的

本基準は、長崎港港内利用調整協議会（以下「協議会」という。）設置要綱第3条の規定に基づき、長崎港を利用する船舶が、港湾施設を円滑に利用するために必要となる基準を定め、もって港内交通の安全確保と港湾施設の効率的な利用に資することを目的とする。

第2条 適用

本基準は、別添-1に示す長崎港港湾区域内の港湾施設を利用する500総トンを超える船舶（以下「港内利用船舶」という。）に適用する。港内利用船舶の船長は、本基準、長崎港台風等対策委員会規約及び港則法等関係法規を遵守しなければならない。

第3条 基準等

第1項 港内全般

(1) 気象条件

長崎港入港の気象条件の目安は、次の通りとする。ただし、個別に基準が定められている場合は、当該基準によるものとする。

- 1) 風速 平均15m/s以下
- 2) 視程 1海里以上

(2) 錨泊

- ① 港内第1区から第5区に錨泊する場合、岸壁の着離岸に支障とならないよう、係留施設の前面海域を避けること。なお、危険物積載船は、港長の許可を得た上で、第3区及び第6区に限って錨泊できる。
- ② 第3区に錨泊する場合、錨地が航路に接しているため、航路に入ることがないように十分注意すること。
- ③ 第6区に錨泊する場合、利用者間の十分な事前調整を行った上で、錨泊計画を立てること。

(3) 船舶動静の通信連絡

VHFを備えている船舶は、常時連絡が取れる体制を取っておくこと。

第2項 クルーズ客船の入出港

クルーズ客船が、狭隘な長崎港内で海難事故に遭った場合、多くの人命に危機が迫るだけでなく、港内閉塞などにより港湾経済活動の休止に追い込まれ、港内利用者にとって大きな損害を被る可能性がある。このため、クルーズ客船の入出港基準は、個別に基準が定められている場合（別表の通り）を除き、以下のとおりとする。

(1) 通常時

- ① 入出港時の平均風速は15m/s以下であること。なお、強風が見込まれる場合、船長判断によりタグボートの追加等最善の措置を講じること。
- ② 船長は、入港から出港までの時間帯に平均風速が15m/sを超えると予想される場合は、入出港計画の見直し等最善の措置を検討するものとする。

(2) 台風来襲等の異常気象時

- ① 第2警戒態勢が発令されたとき及び長崎港内が強風域に入ったときは、入港できないものとする。
- ② 接岸後、第2警戒態勢が発令されたときは、早期に離岸・港外避難を行うものとする。
- ③ 接岸後、強風域に入るおそれがある場合、第2警戒態勢が発令前であっても、強風域に入る前までに離岸・港外避難に努めるものとする。

(3) 運航スケジュールの変更

入港当日の運航スケジュール変更は原則として認めない。

ただし、気象状況等により運航スケジュールの変更が必要な場合は、原因者が港内利用者に対し周知を行うものとする。

第3項 神崎鼻以北エリアでの航行

神崎鼻付近から港内北側のエリア（以下「神崎鼻以北エリア」という。）は、航路幅員が290mと狭隘であることから、船舶航行の安全を確保するため、以下の基準を設ける。

（1）船舶動静の情報提供

① 入港予定情報の事前周知

神崎鼻以北エリアの港内利用船舶の運航事業者（船舶代理店や造船所を含む）は、港湾管理者に入出港情報の届出を行うものとし、港湾管理者は、その情報を港内航行情報システム（以下「システム」という。）により、港内利用者等に周知するものとするが、システムの運用開始までは従来の方法によることができるものとする。

なお、13万総トンを超える大型クルーズ客船については、定期的に港内利用者への説明会を開催するなどして事前周知を行っているが、他のクルーズ客船の入出港予定情報についても、港内利用者等に配布するなどして事前周知を行うものとする。

② 予定の変更

入出港に関する情報に変更が生じた場合、運航事業者は、その都度、港湾管理者に変更内容の届出を行うものとし、港湾管理者は、その情報をシステムにより周知するものとする。なお、システムの運用開始までは、従来の方法によることができるものとする。

（2）行き会いの回避

① 行き会いを回避する区域

別添-2に示す「神崎鼻付近から小菅鼻付近までの間の水域」を「行き会い回避水域」とする。

② 対象船舶

全長(LOA)が航路幅290mを超える船舶（以下「対象船舶」という。）は、行き会い回避水域において港内利用船舶との行き会いを回避すること。

③ 航行の計画

行き会い回避水域では、定期旅客船及び定刻に離着岸する船舶の運航を優先することとする。

なお、7～9時及び17～19時は、特に船舶の往来が多い時間帯であり、この時間帯に入出港を計画する対象船舶の運航事業者は、港内利用状況を事前に収集したうえで、万全な航行計画を立てること。

(3) 運航時間の調整

運航事業者は、原則として行き会い回避水域での輻輳がないように運航計画を立てるものとするが、不測の事態により輻輳が避けられない場合には、以下の手順で運航時間の調整を行うものとする。

- ① 造船所の入出渠等、新たな運航計画の追加等の際は、その原因者が運航調整を行うが、調整が不調の場合、その原因者は入出港の30日前までに、協議会事務局に調整を要請することができる。
- ② 協議会事務局は、運航事業者からの調整の要請を協議会会長に報告し、会長は協議会を開催する等により所要の調整を行うものとする。

第4条 基準の見直し

港内交通の安全確保を目指し、定期的に協議会等を開催するとともに、本基準は、港内利用状況に応じて、随時見直しを行うものとする。

第5条 その他

港内利用船舶は、港長又は港湾管理者から特別の指示があった場合、その指示に従うこと。

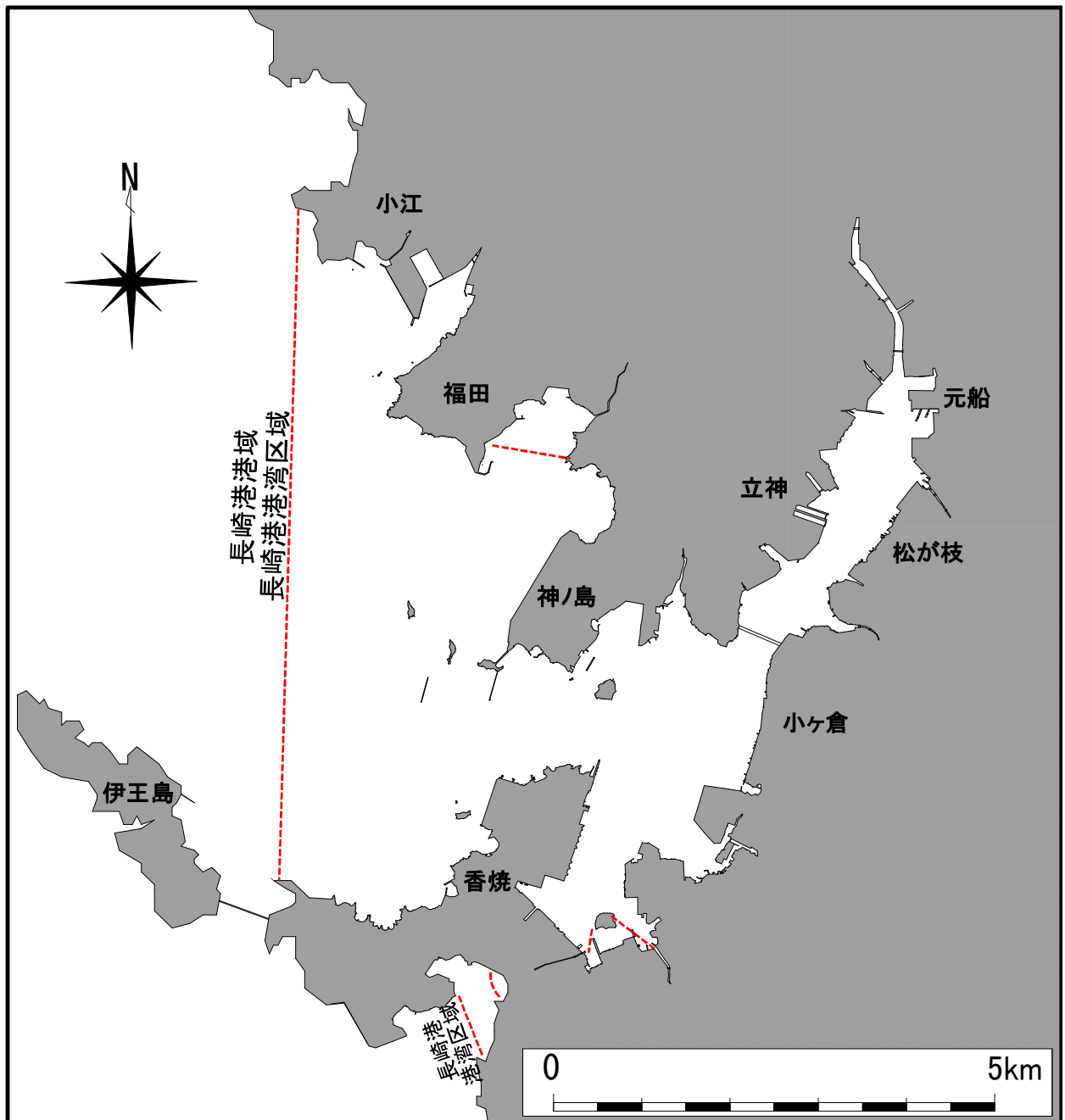
令和6年10月16日

長崎港港内利用調整協議会長

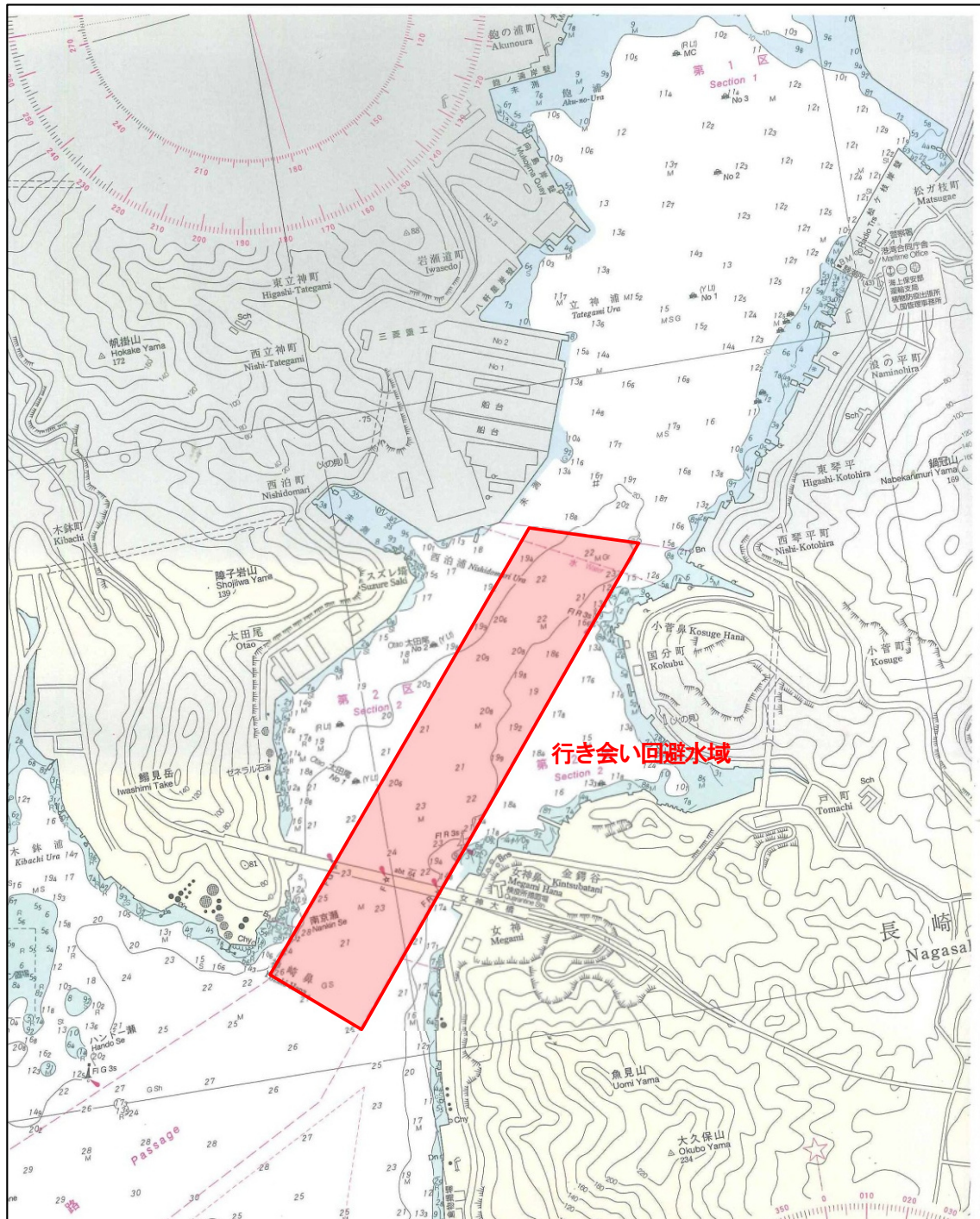
長崎港長

長崎港港湾管理者

(別添-1) 長崎港港湾区域図



(別添-2) 行き会い回避水域



(別表)

船型	13万総トン級～ 15万総トン級	16万総トン級	17万総トン級
入出港時 平均風速	港内12m/s	港内11m/s	港内10m/s
視程	1マイル以上	2,000m以上	2,000m以上
タグボート (緊急時対応)	2隻 (3,000ps以上)	2隻 (3,000ps以上)	2隻 (3,000ps以上)
警戒船	1隻	1隻	1隻
潮位	—	—	対象船舶の航路入航から着岸、 あるいは離岸から航路出航までの間、 「松ヶ枝(長崎)」の推算潮位が 基準潮位以下であること

※基準潮位は、船型によって設定する。